

三重県警察医に関する訓令の制定について（例規通達）

昭和50年2月12日

（捜一）第10号

三重県警察医の嘱託及び運営について必要な事項を定めた三重県警察医に関する訓令の制定に伴い、被留置者等に対する診療その他の保健衛生及び変死体の検視等を適正かつ円滑に運営するための留意事項を定めたもの。